

(第10弾) 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金Q&A <飲食店用>

* 第8弾、第9弾、第10弾それぞれに申請が必要です。

* 2/18付の国からの通知により、No.38の内容が第8弾と変わりましたのでご注意ください。

令和4(2022)年3月9日

	No.	Q	A
要 請 内 容	1	第10弾営業時間短縮協力金の対象期間を教えてください。	対象期間は下記の期間です。 令和4年3月7日(月)～令和4年3月21日(月)
	2	営業時間は何時までに短縮する必要がありますか。また、酒類の提供は何時まで可能ですか。	『とちまる安心認証店』は、下記A・Bどちらかを選択します。 『とちまる安心認証店』以外は、下記Aとなります。 A 営業時間を5時から20時までに短縮(酒類の提供は自粛)又は休業 B 営業時間を5時から21時までに短縮(酒類の提供は20時まで)
	3	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか。	栃木県内に所在する、食品衛生法上における営業の許可を受けている飲食店等が対象となります。 ただし、下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。 ・要請前において、営業時間の短縮を要請される時間よりも早い時間に閉店する店舗 ・営業の実態のない店舗 ・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食の場を提供しないキッチンカー等 ・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合 ・特定の法人等の社員のみ飲食を提供する場合 ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) ・ネットカフェ、マンガ喫茶等で、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設の場合等
申 請	4	申請するには、要請の全期間で休業や営業時間短縮等をしている必要がありますか。	対象期間①～③それぞれの期間について、全期間要請に応じていただく必要があります。1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。
	5	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。	営業の許可を受けた店舗(自動車において調理をする営業にあつては、当該自動車)ごとに申請してください。
	6	昼間みの営業ですが、休業や酒類提供を自粛した場合、第10弾の協力金の対象となりますか。	対象とはなりません。
	7	A(20時時短、酒類提供自粛(又は休業))について、もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。	対象とはなりません。ただし、通常20時より遅くまで営業しているにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前に一時的に20時より前までに営業時間を短縮していた場合は対象となります。その場合、 <u>短縮した時期及び通常20時より遅くまで営業していたことを証明する書類</u> を別途ご提出ください。

	No.	Q	A
申請	8	B（21時時短、酒類提供20時まで）について、もともと21時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。	対象となりません。ただし、通常21時より遅くまで営業しているにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前に一時的に21時より前までに営業時間を短縮していた場合は対象となります。その場合、 <u>短縮した時期及び通常21時より遅くまで営業していたことを証明する書類</u> を別途ご提出ください。
	9	通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業していた飲食店が、対象期間中休業した場合は、協力金の対象となりますか。	A（20時時短、酒類提供自粛（又は休業））の対象となります。 （通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業していた『とちまる安心認証店』が、対象期間中休業した場合も、Aの対象となります。）
	10	対象期間の初日に開店する店舗は協力金の対象となりますか。	「対象期間の始期より前に必要な許認可等を取得し、対象店舗において営業の実態があること」が支給の要件となります。 このため、下記の時点で営業の実態がない場合は、協力金の対象となりません。 <対象期間の始期> 令和4年3月7日（月） 0時
	11	<u>対象期間の始期において『とちまる安心認証』を取得済み</u> です。対象期間中にA（20時時短、酒類提供自粛（又は休業））とB（21時時短、酒類提供20時まで）を変更することはできますか。	変更できますが、対象期間中に1日でもB（21時時短、酒類提供20時まで）の日を設けた場合、 <u>全期間についてBで協力金を計算</u> します。
	12	<u>対象期間中に『とちまる安心認証』を取得した場合</u> 、いつからB（21時時短、酒類提供20時まで）に変更できますか。	対象期間中に『とちまる安心認証』を取得した店舗については、ステッカーを掲示した日からB（21時時短、酒類提供20時まで）に変更できます。なお、Bに変更した場合、 <u>ステッカーを掲示した日以降の全期間をBとして協力金を計算</u> します。通知を受領した際は、速やかにステッカーを掲示してください。 （Bの日を設けず、最終日までA（20時時短、酒類提供自粛（又は休業））を継続した場合は、Aで計算します。）
	13	酒類の提供は可能ですか。	A（20時時短、酒類提供自粛（又は休業））の場合は、終日酒類の提供を自粛することが要件となります。 『とちまる安心認証店』で、B（21時時短、酒類提供20時まで）を選択した場合は、酒類の提供を20時までとすることが要件となります。 なお、昼のみの営業など時短の必要がない店舗については、『とちまる安心認証店』は20時以降、『とちまる安心認証店』以外は終日、酒類の提供を自粛していただくよう要請しています。
	14	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。

	No.	Q	A
申請	15	大企業は協力を金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
	16	中小企業等と大企業の違いを教えてください。	飲食業の場合、資本金又は出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が50人以下、サービス業の場合、資本金又は出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が100人以下のいずれかに該当すれば中小企業（個人事業主を含む）となります。
	17	市町村等、地方公共団体は協力を金を申請できますか。	申請できません。
	18	指定管理者は協力を金を申請できますか。	指定管理者が営業許可証における営業許可者であれば、申請できます。
	19	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力を金の申請することはできますか。	この協力を金は、原則として営業許可を受けた方に支給します。営業委託を受けている方（委託先）が申請することはできません。 ただし、営業許可を受けた方が、営業委託を受けている方（委託先）が申請することについて承認している場合は、申請することが可能です。（内容を確認できる書類等が必要です。）
	20	キッチンカーは協力を金を申請できますか。	下記の要件を全て満たすキッチンカー等は対象となります。 ・イスやテーブルを自ら又はイベント主催者等が設置することで、飲食の場を提供するもの ・営業時間の短縮を要請される期間中、20時から5時まで（とちまる安心認証店で21時に営業時間の短縮をする場合は21時から5時まで）の間、栃木県で出店予定があるもの（イベントのチラシ、道路占有許可・使用許可等により、20時以降（『とちまる安心認証店』でBを選択した場合は21時以降）の出店予定及び施設性を有することが確認できる資料の提出が必要です） ・対象期間において、他の都道府県で営業時間短縮協力を金を受給していないもの ・その他の支給要件を満たすもの
	21	自宅の敷地にイスやテーブルを設置し、飲食の場を提供するキッチンカーを営業をしています。協力を金を申請できますか。	申請できます。ただし、自宅や借地、商業施設等で、前年又は前々年の1～2月に、イスやテーブルを設置し飲食の場を提供するキッチンカー等を、 <u>20時から5時まで</u> （『とちまる安心認証店』でBを選択する場合は <u>21時から5時まで</u> ）の間に営業していたことを証明する書類を、別途提出していただくことが必要です。
	22	ホテルや旅館の食堂は、協力を金を申請できますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗であれば、協力を金の対象となります。なお、協力を金の算出に用いる売上高に、宿泊客分の売上は含めませんのでご注意ください。
23	宿泊客以外にも飲食を提供するホテルや旅館の食堂が、宿泊客以外への飲食の提供を20時までとし、20時以降は宿泊客のみを対象とした営業にした場合は、協力を金を申請できますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗が、20時（Bの場合は21時）以降は宿泊客のみを対象とした営業に切り替えた場合は、協力を金の対象となります。ただし、20時（Bの場合は21時）以降に宿泊客以外に飲食を提供していないことが分かる書類の提出が必要です。	

	No.	Q	A
申請	24	営業許可者と申請者が異なる場合も申請できますか。	原則として、営業許可者に申請していただきます。 なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。 (戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など)
	25	時短営業要請に応じて時短営業をすることとしましたが、併せて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。(例：19時から22時⇒17時から20時など)	全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、20時（Bの場合は21時）から翌朝5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。
	26	20時（Bの場合は21時）以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。	対象になりません。20時（Bの場合は21時）までに完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。
	27	通常20時を超えて営業している飲食店が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。	20時（Bの場合は21時）から翌朝5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。 なお、この場合は、店内営業を継続していると誤解されることのないよう、テイクアウト客が飲食スペースに立ち入らないように動線を分けたり、テイクアウトした商品の店内飲食を禁止する旨の案内を行うなど、店内に客がいない状態を確保するようにしてください。飲食店が物販も行っている場合も同様です。
	28	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いします。
	29	同一事業者が1階と2階の店舗でそれぞれ営業許可証を取得しています。2階は時短要請に応じ、1階は通常営業していますが、協力金の対象となりますか。	それぞれ営業許可を取得しているのであれば2階は対象となりますが、1階と2階の店舗名が同じなど、同一の店舗とみなせる場合は時短営業に協力していないものと考え、1、2階とも協力金の対象とはなりません。感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いします。
	30	確定申告等売上を示す書類は必ず提出する必要がありますか。	1店舗当たり1日当たりの協力金額を、下限額より多い金額で申請する場合のみ添付してください。 なお、下限額の場合でも、審査の状況により追加で売上や酒類の仕入れ等の資料の提出を求められることがありますのでご協力ください。

	No.	Q	A
申請	31	確定申告書類の控えに、税務署の受付印又は電子申告の受信通知がない場合はどうすればよいですか。	確定申告書の控えに税務署の受付印又は電子申告の受信通知がない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出してください。 なお、個人事業主（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主を含む）の方で、確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能です。法人の方で、確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能です。
	32	申請するためには、「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示する必要がありますが、店頭等に「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示しなくてはいけませんか。	原則として「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示していただきますが、「ステッカー」をダウンロードできないなどやむを得ない場合には、「取組宣言書」のみの掲示でも問題ありません。
	33	「取組宣言書」、「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動のチラシはどこでもらうことができますか。	県のホームページからダウンロードしてください。
支給額	34	1日当たりの協力金額はどのように算定するのですか。	前年又は前々年の同月の1日当たりの売上高を基に算出する「売上高方式」と、売上高の減少額から算定する「売上高減少額方式」のいずれかで算定します。（大企業は「売上高減少額方式」のみ） 詳細は、県ホームページを御確認ください。 https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/9thkyoryokukin.html
	35	中小企業は売上高方式と売上高減少額方式のどちらを選択すれば良いですか。	時短の内容（AまたはB）や売上高によって変わります。ホームページに支給額の求め方の「簡易フローチャート」を掲載していますのでご活用下さい。
	36	飲食業以外の事業を実施している場合、売上高に計上することは可能ですか。	<u>テイクアウトや物品販売にかかる売上高は、原則として除外して売上高を計算します。</u> ただし、それらが飲食業に付随する少額なもので、売上を分離できない場合は飲食業売上高に含めて計算することが可能です。
	37	売上高に、受給した時短協力金を含めてよいですか。	時短要請の対象となる飲食業の売上高のみが対象となるため、含められません。
	38	「1日あたりの売上高」の算定に使えるのは、いつの売上高ですか。 (第8弾Q38) 前年又は前々年、罹災や時短要請への協力により、売上高が減少しました。3年前の売上高は使えませんか。	2月21日以降（第9弾～）については、国の基準が変わり、 <u>前年、前々年又は前々々年の売上高のいずれかを選択し、「1日あたりの売上高」を算定することとなりました。</u> *なお、第8弾の協力金については、下記の場合のみ前々々年の売上高を使うことができますのでご注意ください。 ・令和2年1～2月又は令和3年1～2月に罹災し、罹災証明がある場合（罹災証明書の写しを提出） ・令和3年1～2月の時短要請に応じ、協力金の支給を受けた場合

	No.	Q	A
支給額	39	令和3年1月5日に開店しました。新規開店特例の計算を使うことはできますか。	<p>できません。令和3年3月の飲食業の売上高から協力金を算定します。</p> <p>* 第8弾及び第9弾にかかる下記の取り扱いは、前年の営業時間短縮要請期間に応じた特例であり、第10弾には適用されませんのでご注意ください。</p> <p>(第8弾 Q39) 開店後2年未満の店舗で、<u>令和3年1～2月の時短要請に</u>応じていた場合は、新規開店特例の計算で1日当たりの支給額を算定することが可能です。</p> <p>(第9弾 Q39) 開店後2年未満の店舗で、<u>令和3年2月の時短要請に</u>応じていた場合は、新規開店特例の計算で1日当たりの支給額を算定することが可能です。</p>
	40	要請期間中に定休日を含んでいますか、定休日も協力金の対象となりますか。	全期間営業時間短縮等を実施していれば対象となります。
支給額	41	飲食店営業許可証に記載された営業者の住所と本人確認書類の住所が異なっている場合、追加の添付書類が必要となりますか。	<p>飲食店営業許可の住所変更の届出を行っていただいた上で、許可証に裏書証明してもらったものの写しか、受付印が押された住所変更の届出の写しを添付してください。</p> <p>どちらも難しい場合は、運転免許証の裏面、住民票の写し、戸籍の附票など、飲食店営業許可証に記載された営業者の住所が確認できる書類を添付してください。</p>
	42	合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例が適用になりますか。	<p>合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併等の前の売上高を基に申請が可能です。その際には、事業の継続性を確認することのできる、以下のような書類を提出してください。</p> <p>合併の場合：履歴事項全部証明書 法人成りの場合：履歴事項全部証明書、法人設立届出書 事業承継の場合：個人事業の開業・廃業届</p> <p>ただし、事業の継続性については、個別に判断させていただきます。事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例が適用となります。</p>
その他	43	協力金は課税対象ですか？	時短要請協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。詳細は、お近くの税務署へご確認ください。
	44	今回の協力金の財源は何ですか。	本県における営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」等が充てられています（過去の協力金も全て同様です）。
	45	国の「事業復活支援金」の支給を受けても、本協力金の申請は可能ですか。	<p>可能です。</p> <p>事業復活支援金の詳細については、相談窓口（0120-789-140）へお問い合わせください。</p>
	46	今回の要請に罰則等はあるのですか。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請であり、正当な理由がなく応じていただけない状態が続く場合は、「命令」や「過料」が課されます。